

長浜市過疎地域持続的発展計画の 変更について

長浜市過疎地域持続的発展計画の変更の経緯

本計画は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する法律（過疎法）が施行されたことに伴い、滋賀県が定める持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定めています。

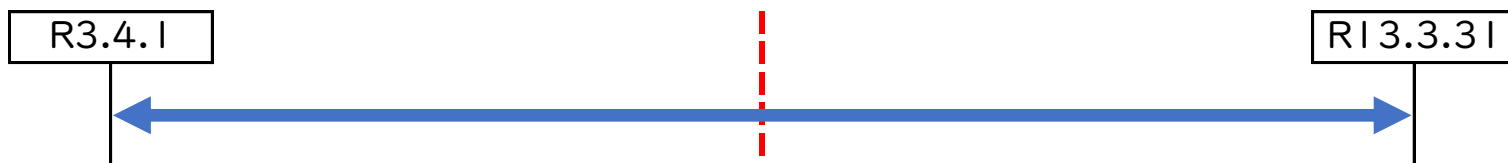
本計画期間が令和7年度末をもって終了することから、現状を踏まえて時点修正し、過疎法の終期（令和12年度末）までの向こう5年間の計画に変更します。

※計画期間：令和8年度～令和12年度

■過疎地域の持続的発展の支援に関する法律（過疎法）

施行期日 令和3年4月1日

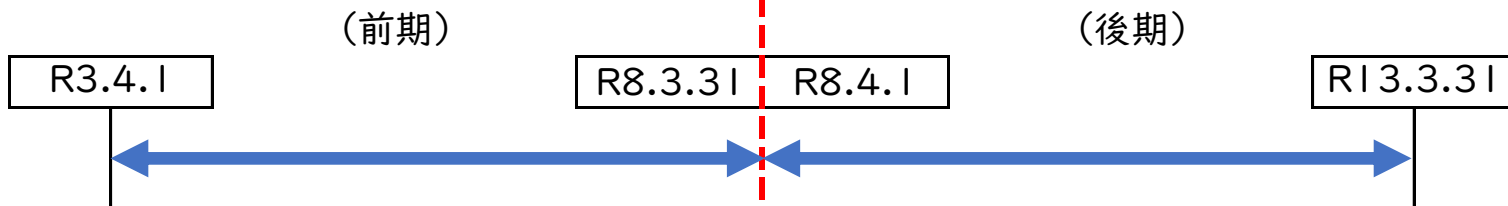
失効期日 令和13年3月31日



■長浜市過疎地域持続的発展計画

計画期間（前期）令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

（後期）令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）



長浜市過疎地域持続的発展計画の主な変更点①

・数値等の更新

長期的展望（案） ※長浜市人口ビジョンより転載

2065（R47）年に人口規模73,000人の維持及び人口構造の若返りを目指す。

【参考】現計画

2060（R42）年に人口規模88,000人の維持及び人口構造の若返りを目指す。

基本目標 ※長浜市人口ビジョンより転載

令和12年度末に住民基本台帳人口105,147人以上

【参考】現計画

令和7年度末に住民基本台帳人口110,394人以上

長浜市過疎地域持続的発展計画の主な変更点②

・各項目における事業計画の見直し(1/2)

持続的発展施策区分		事業名	担当課	方針
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域間交流	北部地域の魅力発信事業	北部政策課	内容を見直して継続
2 産業の振興				
(9) 観光又はレクリエーション				
		【現】地域活性化施設改修事業 【新】地域活性化施設等改修事業	北部政策課	内容を見直して継続
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	【現】耕作放棄地再生事業 【新】遊休農地解消対策事業	農業振興課	内容を見直して継続
		【現】スマート農業推進事業 【新】農業経営持続・効率化支援事業	農業振興課	内容を見直して継続
	商工業・6次産業化	【現】農林水産資源活用・流通拡大促進事業 【新】地域商社機能創出拡充支援事業	農業振興課	内容を見直して継続
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
(3) 林道				
	林道	林道横山岳線改良事業	田園整備課	新規

※表に記載のない事業は、現行計画から継続して実施予定の事業です。

長浜市過疎地域持続的発展計画の主な変更点②

・各項目における事業計画の見直し(2/2)

持続的発展施策区分	事業名	担当課	方針
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
(4) 介護老人保健施設			
	老人保健施設整備事業	湖北やすらぎの里	病院施設整備事業に統合
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	【現】放課後児童クラブ開設事業 【新】放課後児童クラブ運営事業	こども家庭支援課	内容を見直して継続
8 教育の振興			
(3) 集会施設・体育施設等			
集会施設	【現】まちづくりセンター改修事業 【新】まちづくりセンター等改修事業	市民活躍課	内容を見直して継続
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
高等学校	高校生長浜留学応援事業	北部政策課 未来こども若者課	新規
生涯学習・スポーツ	健康マラソン開催支援事業	北部政策課	廃止
	書の魅力を活かした地域振興事業	北部政策課	新規
9 集落の整備			
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
集落整備	小さな拠点づくり推進事業	北部政策課	新規
	発生土受入地利活用推進事業	北部政策課	新規

※表に記載のない事業は、現行計画から継続して実施予定の事業です。

今後の予定

10月 パブリックコメント実施（10月1日～10月21日：21日間）

12月 最終案の議案提案、説明、採決（長浜市議会）

計画策定報告（長浜改革会議）

長浜市過疎地域持続的発展計画(案)

令和8年度～令和12年度

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

（前文）

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

目 次

1 基本的な事項	1
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
3 産業の振興	10
4 地域における情報化	14
5 交通施設の整備、交通手段の確保	15
6 生活環境の整備	18
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	21
8 医療の確保	24
9 教育の振興	26
10 集落の整備	29
11 地域文化の振興等	30
12 再生可能エネルギーの利用の推進	31
資料：事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	32

○この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地域指定を受けている虎姫地域（旧虎姫町）、木之本地域（旧木之本町）、余呉地域（旧余呉町）、西浅井地域（旧西浅井町）を対象とした計画です。

1 基本的な事項

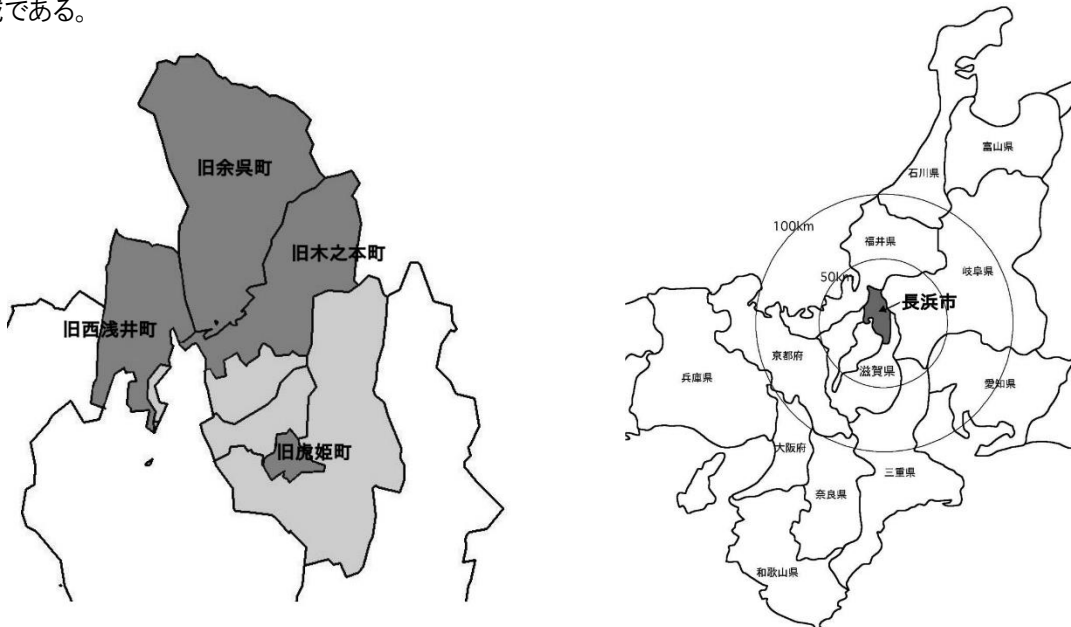
(1)長浜市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。周囲は伊吹山地などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と、水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有している。

また、戦国時代を偲ばせる長浜城跡・小谷城跡・玄蕃尾城跡、賤ヶ岳・姉川の古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺・都久夫須麻神社、向源寺(渡岸寺)の国宝十一面観音立像をはじめとする数多くの観音が祀られ、「観音の里」と称されるなど、すぐれた歴史文化資産を有している。さらに本市は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市中からはおよそ60km圏域、大阪市からはおよそ100km圏域にあり、JR 琵琶湖環状線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結び付いている。

平成 22 年1月1日に長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の6町が合併し、面積・人口共に大きくなっただけでなく、その文化や地域の成り立ち、歴史、産業の状況等もそれぞれ異なる多様な地域である。



気候は、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっている。**余呉地域**は特別豪雪地帯に、**旧長浜地域**、**浅井地域**、**木之本地域**、**西浅井地域**は豪雪地帯に指定されている。また、年間平均気温は **14.4℃**で、冬季にはマイナス **0.4℃**、夏季には **31.7℃**となっている。年間平均降水量は **1,601 mm**である。

過疎地域指定された**虎姫地域**は、姉川、高時川、田川など豊かな水に恵まれ、太古から人々が住みつき、田畑や集落が開かれた地域である。“虎姫”という地名は、町域内の北部に位置する歴史と伝説の山「虎御前山」にちなんで付けられた。

木之本地域は、伊香具神社を中心に上古淡海国の先進地であり、大陸と都を結ぶ要衝地として発達し、木之本地蔵院の門前町として、また北国街道・北国脇往還の宿場としてにぎわい、横山岳信仰、己高山山岳仏教などとともに多彩な歴史と文化を醸成してきた。

余呉地域は、古墳時代から開かれ奈良時代から平安時代にかけて余呉郷・丹生郷・片岡郷の3つを総称して余呉の庄として統治されていたのが始まりである。

西浅井地域は、近世から近代にかけて、京都・大阪と北陸各地を結ぶ、琵琶湖湖上交通の主役であった丸子船によって、物流の要衝として栄えた。

イ 過疎の状況

市域全体で人口減少が進んでいる状況であるが、合併した1市6町の中でも今回指定を受けた、**余呉地域、木之本地域、西浅井地域、虎姫地域**は、人口減少率が大きい状況にあり、特に**余呉地域、木之本地域**は、長期間にわたる人口減少率も大きい状況にある。

余呉地域は、平成2年に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、その後平成22年1月の編入合併により、余呉地域の区域を過疎地域とみなして改正過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなった。これまでの過疎対策事業では、小中一貫教育校である余呉小中学校の整備、高齢者福祉サービス拠点の余呉やまなみセンターの改修、中之郷診療所の医療機器整備などの施設の整備に加え、特別養護老人ホーム新設支援や地域交通の基盤となる道路改良・公共交通の維持などの生活基盤の整備をはじめ、地域活動交流拠点の余呉まちづくりセンターの新設など、計画に基づく多岐にわたる対策事業を実施してきた。

また、**令和3年**に指定を受けた**虎姫地域、木之本地域、西浅井地域**では、これまでから生活基盤の整備を行うとともに、地域づくりの拠点となるまちづくりセンターや、北部地域の活性化に向けて**北部合同庁舎**を設置している。

今回の指定を契機に、引き続き地域の持続的発展に向けた地域づくりを進めていく。

ウ 社会的、経済的発展の方向性

社会基盤の整備をさらに進め、都市部との生活環境格差を解消するとともに、生活を維持・確保する対策として、地域の特徴ある自然、風土、産品等を生かした取組により、都市部とは異なる持続的な発展・活性化を図ることが必要である。

特に、地域経済の発展のためには、農林水産業を振興していくことが不可欠であり、基盤整備をはじめ、農林水産物の品質向上や高付加価値化を図るとともに、六次産業化への取組や新たな担い手の参入を促す取組を進める。併せて、持続可能な農林漁業経営に資するため農林水産業におけるデジタルトランスフォーメーションを進めていくことが必要である。

商業、観光業の振興については、余暇需要の変化により旅行者のニーズが多様化・高度化するのとあいまって、旅のスタイルも、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める傾向もみられることから、新たな観光振興策を展開していくことが求められている。また、デジタル化が進み、どこでも働ける時代が到来している状況をチャンスととらえ、サテライトオフィスの誘致等の新たな働く場づくりを進めていくことが必要である。

また、本市は福井県や岐阜県と隣接しており、古くから様々な交流がされており、今後、道路の整備や、北陸新幹線の**敦賀駅が開業**し、これまで以上に人やモノの交流が盛んになることが期待されるため、観光をはじめとする経済や文化等が更に振興される取組が必要となる。

(2)人口及び産業の推移と動向

長浜市全体については、**昭和55年**から平成17年までの**25年間**にわたって人口増加が続き、平成17年から**令和2年**にかけては**8.7%**減少している。

過疎地域(**虎姫地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域**)の合算については、**昭和55年**に26,840人であった人口は、その後大きく減少傾向にあり、**令和2年**までの**40年間**では**34.9%**減少し9,370人減となっている。また、過疎地域指定の人口要件でみると、昭和50年から平成27年の40年間において、人口減少団体平均の28%減少を超えることが指標の一つとなるが、**余呉地域**が38.7%、**木之本地域**が32.1%それぞれ減少し、指標を超えている。また、平成2年から平成27年の25年間において、人口減少団体平均の21%を超えることがもう一つの指標となるが、**余呉地域**が32.7%、**木之本地域**が28.5%、**西浅井地域**が22.7%、**虎姫地域**が22.5%それぞれ減少し、指標を超えている状況である。

年齢階層別人口をみると、市全体、過疎地域のみ共に、0歳～64歳までの人口は減少傾向にあるが、65歳以上の人口は増え続けている。特に、過疎地域のみでみると、平成17年には高齢者比率が27.47%となり、県平均(20.7%)、全国平均(23.0%)を大きく上回っている状況となっており、少子高齢化の傾向が顕著である。

特に生産人口の減少による生産力の低下等の課題は、産業振興の面でも克服していく必要がある。就業者数

は横ばいが続いている状況であるが、第一次産業の就業者数は大幅に減少しており、一方で第三次産業の就業者数は増加している。また、事業所数は近年減少傾向にあり、廃業事業所数が新設事業所数を上回っている。

主要産業である製造業については、事業所数が減少傾向にあるだけでなく、従業者数や製造品出荷額等、付加価値額が平成 21 年に前年と比べて大きく減少する等、グローバルな経済社会情勢の影響を受ける状況である。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業の景況感は大きく二極化している状況であり、感染症の影響が大きい対個人サービスや宿泊・飲食サービスは厳しい状況となっている。新しい生活様式をふまえ、価値観や消費行動が大きく変化していることから、今後も経済動向が大きく変化することが予想され、企業業績については不安定な状況が続くおそれがある。

表1-1(1)

人口の推移：長浜市全体(国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 119,988	人 121,481	% 1.2	人 124,498	% 2.5	人 118,193	% ▲5.1	人 113,636	% ▲3.9
0歳～14 歳	29,712	24,430	▲17.8	19,345	▲20.8	16,132	▲16.6	14,546	▲9.8
15 歳～64 歳	75,814	78,327	3.3	78,323	0.0	68,787	▲12.2	63,648	▲7.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	22,049	22,997	4.3	20,498	▲10.9	17,291	▲15.6	15,517	▲10.3
65 歳以上(b)	14,458	18,649	29.0	26,829	43.9	31,244	16.5	32,349	3.5
(a)/総数 若年者比率	% 18.38	% 18.93	—	% 16.46	—	% 14.63	—	% 13.66	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.05	% 15.35	—	% 21.55	—	% 26.43	—	% 28.47	—

※増減率は、左欄実数からの増減を示している。

人口の推移：過疎地域合算(国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 26,840	人 26,103	% ▲2.7	人 22,496	% ▲13.8	人 19,137	% ▲14.9	人 17,470	% ▲8.7
0歳～14 歳	6,228	5,166	▲18.8	3,057	▲40.8	—	—	—	—
15 歳～64 歳	17,092	16,413	▲5.7	13,259	▲19.2	—	—	—	—
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,895	4,526	▲16.8	3,522	▲22.2	—	—	—	—
65 歳以上(b)	3,519	4,524	42.7	6,180	36.6	—	—	—	—
(a)/総数 若年者比率	% 18.24%	% 17.34%	—	% 15.66%	—	% —	—	% —	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.11%	% 17.33%	—	% 27.47%	—	% —	—	% —	—

※増減率は、左欄実数からの増減を示している。

※平成 27 年は合併後のため地域別のデータ無し。

表1-1(2) 人口の見通し (長浜市人口ビジョンより転載)

長期的展望

2065(R47)年に人口規模 73,000 人の維持及び人口構造の若返りを目指す。

人口の長期的展望のとおり人口構造の若返りが達成された場合、2065(R47)年には社人研推計と比べ 15～64 歳人口の割合は 2.78 ポイント増加し、人口数では 32,012 人→38,172 人と 6,160 人増加する。それでも、2020 (R2)年の国勢調査(66,015 人)と比較すると割合で 5.91 ポイント、人口数で 27,843 人の減少となる。

これを受け、長浜市の地方創生については、就労、出産、子育て、住宅保有といった“定住を決定する様々なライフステージにおいて選ばれるまち”の実現により、まずは「若者の転出超過の状況を改善」し、中長期的には「人口が減少しても持続的なまちづくりを進める」ことを両輪で進め、住みやすく、活力のある長浜市の実現を目指していく。

本市で実施すべき取組の指針については、地方版総合戦略として「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第3期総合戦略」という。)」を策定し、政策施策を体系的に整理した。

この第3期総合戦略をもって、地方創生の実現に向けては国、県とも連携を図りながら、上記のまちの実現を目指していく。

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研	総人口	113,636	108,939	103,882	98,655	93,316	87,852	82,318	76,609	70,713	64,806
	年少人口比率	12.97%	11.72%	10.60%	10.07%	10.05%	9.93%	9.58%	9.08%	8.64%	8.42%
	生産年齢人口比率	58.09%	57.88%	57.48%	56.23%	53.37%	51.39%	50.32%	49.90%	50.10%	49.40%
	65歳以上人口比率	28.94%	30.40%	31.93%	33.70%	36.58%	38.68%	40.10%	41.02%	41.25%	42.18%
	65～74歳人口比率	13.59%	12.56%	12.48%	13.40%	15.37%	16.12%	14.81%	13.86%	13.25%	14.11%
	75歳以上人口比率	15.35%	17.84%	19.45%	20.30%	21.20%	22.55%	25.29%	27.17%	28.00%	28.07%
目標	総人口	113,636	109,558	105,147	100,598	96,004	91,403	86,910	82,347	77,702	73,154
	年少人口比率	12.97%	12.22%	11.54%	11.41%	11.19%	11.05%	10.84%	10.56%	10.34%	10.37%
	生産年齢人口比率	58.09%	57.55%	56.92%	55.54%	53.26%	51.77%	51.18%	51.27%	52.09%	52.18%
	65歳以上人口比率	28.94%	30.23%	31.54%	33.05%	35.55%	37.18%	37.99%	38.18%	37.57%	37.45%
	65～74歳人口比率	13.59%	12.49%	12.33%	13.14%	14.94%	15.50%	14.03%	12.90%	12.09%	12.57%
	75歳以上人口比率	15.35%	17.74%	19.21%	19.91%	20.61%	21.68%	23.95%	25.27%	25.48%	24.88%

2020(R2)年から 2065(R47)年までの社人研と目標達成時の総人口・年齢 3 区分別人口比率

(3)行財政の状況

社会情勢の変化として、人口の減少が将来推計人口のスピードを超えており、地方税収入をはじめとした経常的な歳入が想定以上に減少するおそれがでている。併せて、少子高齢化が進む中、社会保障施策のニーズが高まっている状況から、経常的に必要な歳出需要がますます高まっていく傾向にある。

主要公共施設等の整備については、着実に生活基盤を整えてきているが、今後は老朽化の対応に大きな財政需要が生じる見込みである

このような状況において、施設等の老朽化対応や少子・高齢化対策、若者の定住化対策等の持続的発展事業を推進するため、今後の人口減少・少子高齢化に対応できる弾力性を確保した財政運営を確立することで、本市の実情に見合った「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指す。

表1－2(1) 長浜市財政の状況

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	65,776,163 (構成比)	55,732,668 (構成比)	74,607,226 (構成比)
一般財源	38,181,075 (58.0)	37,221,011 (66.8)	35,605,330 (47.7)
国庫支出金	6,859,158 (10.4)	6,655,484 (11.9)	21,713,864 (29.1)
都道府県支出金	3,583,801 (5.4)	3,527,461 (6.3)	3,771,650 (5.1)
地方債	5,887,100 (9.0)	3,874,600 (7.0)	5,420,167 (7.3)
うち過疎対策事業債	0 (0.0)	0 (0.0)	35,600 (0.0)
その他	11,265,029 (17.2)	4,454,112 (8.0)	8,096,215 (10.9)
歳出総額 B	65,076,523	53,296,564	72,772,921
義務的経費	26,173,861 (40.2)	22,776,083 (42.7)	25,389,346 (34.9)
投資的経費	8,564,005 (13.2)	5,712,315 (10.7)	5,425,022 (7.5)
うち普通建設事業	8,550,612 (13.1)	5,652,769 (10.6)	5,301,596 (7.3)
その他	30,181,137 (46.4)	24,388,759 (45.8)	40,928,279 (56.2)
過疎対策事業費	157,520 (0.2)	419,407 (0.8)	1,030,274 (1.4)
歳入歳出差引額 C(A-B)	699,640	2,436,104	1,834,305
翌年度へ繰越すべき財源 D	182,938	815,819	515,014
実質収支 C-D	516,702	1,620,285	1,319,291
財政力指数	0.593	0.574	0.544
公債費負担比率	19.2	12.2	11.7
実質公債費比率	-	8.5	1.5
起債制限比率	10.6	-	-
経常収支比率	81.4	84.1	91.2
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	56,888,183	49,890,256	46,686,552

表1－2(2) 長浜市主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	18.41	35.67	49.64	53.34	72.28
舗装率(%)	61.93	81.74	87.96	89.91	95.84
農 道					
延 長(m)	626,506	604,489	430,163	461,059	466,030
耕地1ha当たり農道延長(m)	60.88	61.51	55.80	-	-
林 道					
延 長(m)	140,237	149,901	125,244	181,466	183,913
林野1ha当たり林道延長(m)	6.14	10.07	9.36	-	-
水道普及率(%)	82.8	97.3	98.8	98.8	98.9
水洗化率(%)	-	-	68.5	96.8	97.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.68	5.14	5.73	6.68	6.21

(4)地域の持続的発展の基本方針

当地域は、京阪神をはじめとする都市圏からの交通アクセスに優れていながら、人が密集せず暮らすことができ、真に生活の豊かさを感じられる非常に魅力ある地域である。また、自然や歴史文化が豊かで、脱炭素社会を推進する上で貴重な地域資源を生かした、持続的な低密度社会を実現できる可能性が高い地域である。

こうした地域の魅力や貴重な地域資源を磨き上げ、市内外でその素晴らしさを共有していくことが必要である。本市が目指すまちの姿である『新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜』の実現に向けて、それぞれの地域の価値を高めるまちづくりに挑戦するとともに、一人ひとりの取組、そしてお互いが連携・協働した取組を大きな力として、シビックプライドの醸成や、地域に関わる人を増やす取組が求められる。

同時に、人口減少の影響を緩和し、適応していくことが必要である。特に、地域においては、「若者を受け入れられる」地域づくりに取り組まれており、市域において「働く場づくり」や「子育て環境の整備」等の都市機能の充実が求められる。また、地域のリアルな課題とデジタル技術の活用を組み合わせ、自然や文化が豊かな環境を生かした働く環境づくりを進めることが求められる。

これらの課題をふまえ、以下の考え方により、SDGs（持続可能な開発目標）の実現モデルとなる取組も配慮し、各事業を展開するものとする。

①過疎地域と都市の共生による地域内ネットワークの構築

一定の都市機能が集積し、経済・文化・社会の中心的な役割を担ってきた中心地域と、豊かな自然と景観に囲まれた緑豊かな周辺地域を一体とした住民の生活文化圏が形成されている状況をふまえ、定住に必要な生活機能の確保に向け、それぞれの機能や役割を分担し、連携する長浜市定住自立圏形成方針の考え方を基に、市域全体の発展を目指す。

また、各地域がもつ優れた個性を生かし、関わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・文化等の地域資源を最大限活用した「魅力を感じてもらえる地域づくり」に取り組むとともに、その魅力を通じて市域における関係人口を創出し、地域の課題を互いに補完し合うことが可能となる連携を創出する。

②多世代が交流・共生し、多様な主体が連携する地域づくりの推進

元気がある地域には、元気な人材が存在する。特に若者が主体的に地域づくりに携わっている地域は、多様な人を引き付けて活性化していることから、「若者を受け入れられる地域づくり」を進めるとともに、移住者や関係人口が地域とつながりがもてる環境づくりに取り組む。また、地域づくり団体の連携促進に

も併せて取り組み、多世代の多様な人材が地域に関わる仕組みづくりに取り組む。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のため、長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとする人口の自然増、社会増につながる取組を進め、令和12年度末における基本目標を下記のとおり定める。

本市の住民基本台帳人口について、105,147人以上とする。

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、学識経験を有する者や総合計画等に掲げる重要な取組に関連する分野の関係者で構成する「長浜市総合計画審議会」において、基本目標の達成状況等について検証を実施する。

(7)計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成27年3月に長浜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定（令和7年1月改定）し、その中で基本方針を次のとおり掲げている。（項目のみ抜粋）

【公共建築物】

①適正配置

施設類型ごとに個別施設計画の策定や見直しを行い、施設の総量縮減、適正配置を一層推進します。また、施設の更新（建替）や大規模改修（長寿命化改修）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します。

② 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の解体や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

③ 更新費用・管理運営費の財源確保

未利用財産の売却や貸付など利活用を積極的に推進し、今後の更新費用や改修費用、管理運営費のための財源確保に努めます。

【インフラ資産】

① 更新費用の縮減と平準化

インフラ資産の更新は、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります。

② 長寿命化

予防保全型の維持補修を進め、インフラ資産の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

③ 投資額の確保

インフラ資産に係る投資額は、毎年度安定的に確保します。

本計画における公共施設等の整備にあたっては、上記の総合管理計画の基本方針に基づき行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本地域では、これまでから地域活力の低下や集落機能の減退に歯止めをかけるため、体験型観光の推進による交流人口の拡大や長浜市移住定住促進協議会による移住者支援、地域おこし協力隊制度による外部人材の招致、ながはま森林マッチングセンターによる森林田園空間を活用した地域間交流の促進と担い手の育成に取り組んできた。これまで積み上げてきたポテンシャルと新たな潮流を活かした移住・定住の推進と地域間交流の促進、さらには環境に配慮した産業の振興など、施策を一体的に講じる地域政策を総合化した取組が求められている。

(2) その対策

本地域における持続的発展に向けた対策は、定住促進と地域間交流の両面から積極的に推進する。

定住促進の面では、過密からの解放、人間らしい暮らし、選択性のある暮らしなどが求められており、市では単純なりもトワークにとどまらず長浜の豊かな自然や奥行きのある暮らし・文化を体験できる場としてのサテライトオフィス、コワーキングスペースに市外企業等を誘致するとともに、市内企業とのマッチングを図る「ワークロケーション」を積極的に推進する。また、移住者のカフェや民泊施設の営業などの動きは地域活力の向上にも貢献しており、移住はもとよりリモートワークや移住者起業などに向けた空き家バンクの登録や地域とのマッチングを積極的に推進する。

地域間交流の面では、北部地域の魅力発信事業を進めるとともに、ながはま森林マッチングセンターの取組を自然環境の保全活用や森林林業の再生、地域間交流の推進、担い手の育成に加え、地域おこし協力隊や地域活力プランナーとの連携を強化し、地域人材の発掘を進める。

また、過疎地域に立地する学校等との連携を推進する等、地域で活躍する人材の育成により、持続的な地域づくりを進める。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	UIJ ターン移住定住支援事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	地域間交流	北部地域の魅力発信事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		森林マッチングセンター事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	人材育成	高校連携事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【農業】

本地域の内、虎姫地域では農地の集積が進んでいるものの、木之本地域、余呉地域、西浅井地域については、地理的な条件から経営規模の拡大が難しく、認定農業者や集落営農組織などへの**農地の集積が進む集落も一部あるが、大半の集落では高齢化等による農業者の減少が進み、後継者不足が進む中、農業者の確保や農業者への農地の集積は困難な状況にある。**ほ場整備等農業耕地の生産基盤はほぼ確立されたが、早期に整備された取水施設や用排水路などは老朽化が進んでいる。さらに山林に隣接する条件不利農地からシカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣による被害が拡大し、農業者の意欲や生産性の低下を引き起こす深刻な問題となっている。一方で、農耕地のもつ生物多様性保全機能や地球環境保全機能などの多面的機能の発揮が重要性を増している。

【林業】

本地域の9割以上が山林であり、かつては木材や薪炭の産地であったが、長く続く木材の価格低迷や人口流出による不在村森林所有者が増加したことから、森林の管理が行き届かず、森林の荒廃が急速に進んでいる。

近年、森林のもつ多面的機能の重要性は、地球環境問題への関心の高まりとともに再認識されており、単に木材の供給だけでなく、国土保全機能・水源かん養機能・二酸化炭素吸収等地球環境保全機能をはじめ、保健・レクリエーション機能まで、森林の広範囲な利用や多面的機能の発揮が求められている。

【水産業】

水産業については、経営規模は零細であるが、琵琶湖や余呉湖及び高時川、杉野川等で内水面漁業が行われている。漁業者は高齢化等も重なり担い手が減少している。

琵琶湖では、温暖化の影響等により水産資源が減少し、それに伴い漁獲量も減少している。余呉湖では浮き桟橋の設置によるワカサギ釣り、河川では、鮎・溪流釣りなどの遊漁者を対象とした観光サービスが行われているが、入漁者の減少が問題となっている。

【商工業】

商業については、一部の地域にスーパー等があるものの、大半の生活物資は主に本地域外から購入されているため、地域内の商業が衰退し、商店数も減少している。このため、集落では、高齢者が食品や日用品などの買い物にも困るなど、買い物弱者と呼ばれる新しい課題も発生しており、本地域の商業と購買ニーズを合致させる工夫が必要である。

また、本地域では特別豪雪地帯・豪雪地帯といった気象的な制約や若者の労働力不足等の背景から本地域の企業は、小規模でパートタイム労働者を雇用対象とした企業が多く、定住に向けた就労先としては条件が厳しい。特に若者にとって魅力のある企業が少ないことは、過疎化の大きな原因となっている。

【観光・レクリエーション】

本地域は豊かな自然に恵まれ歴史文化資産も残されており、観光地として多くの見どころを有している。春は奥びわ湖、余呉湖畔や虎御前山に桜が咲き乱れ、夏は大浦湾でカヌーをしたり、ウッディパル余呉、大見いこの広場、奥びわ湖のキャンプ場など家族でアウトドアを楽しむことができる。秋は紅葉の名所である石道寺・鶏足寺に多くの観光客が訪れ、冬はスキーやワカサギ釣りなど、1年を通して自然を感じることができる地域である。これらの観光スポットは広域に点在しているため、観光客の周遊性を高めるための移動方法等を整備する必要がある。また、自然の豊かさだけでなく、本地域の強みである、観音文化、賤ヶ岳の古戦場、鉄道遺産等の歴史文化資産を活かしながら、多様化する観光需要に応えていく必要がある。

(2) その対策

【農業】

本地域の農業を守るために、集落における話し合い等に基づき策定した「地域計画」を基に、農業者の確保や農業者への農地の集積及び集約化（団地化）を進めるとともに、遊休農地については、国の補助金

制度等を活用して利活用に努める。また、市の補助事業等により有害鳥獣の駆除や防護柵の設置等の獣害対策を実施し、農業経営や集落環境の維持を図る。併せて、持続可能な農業経営をめざして、農作業の省力化と生産性の向上を図れるスマート農業の推進や小規模農業者等の機械更新への支援、及び環境負荷の低減を目指した取組を支援していく。

農道、用排水路等の施設は、長寿命化に重点を置き、効率的・効果的な保全更新に努め、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度により集落ぐるみの共同活動を支援し、今後必要とされる農道、用排水路、獣害防止柵等の基盤施設の整備を推進する等、生活環境整備と併せて農業農村基盤の充実に努める。併せて、自然環境の保全やSDGsに資する取組として、環境負荷低減型農業の推進や農業排水の環境負荷の低減に資する循環灌漑施設や水質保全施設を適切に維持する。

また、豊かな自然環境や歴史、文化など農山村の多様な資産の経済利用ができる人材の確保・育成を図るとともに、都市住民との農業・農村における体験交流事業等を支援し、移住・定住につなげる。

【林業】

多様な森林資源の利活用を支えるため、自然環境の保全に配慮しながら林道・作業道などの生産基盤整備を進めるとともに、森林の境界明確化、施業集約化、高性能林業機械の導入等による利用間伐を推進する。

さらに、森林のもつ多面的機能の発揮を図るため、木材や林産物等の経済的な活用のほか、里山を中心に地域の歴史・伝統文化の保存・継承、心身の癒しの場、子どもたちの環境学習・体験の場としての活用を促進する。

広大な森林の保全や資源の活用を図るため、多様な人材の育成を促進していく必要があることから、関係団体との連携を図り、各種資源活用講座の開催により、意欲ある人材の育成を図る。

森林経営管理制度に基づき、森林所有者の意向調査を実施することにより、森林資源の活用の促進や適正な森林環境の保全管理を図る。

また、丹生ダム建設事業の中止に伴うダム湖予定地周辺の広大な森林を含む本地域内の大規模公有森林の利活用を促進し、地域振興を図る。

【水産業】

本地域での水産業は、限られた水産資源を保全しつつ活用を図る。特に河川においては、山間の豊富な渓流水を利用した遊漁養殖施設を活用し、アマゴ、イワナの渓流釣りや鮎釣りなどの遊漁観光を推進し、余呉湖においては、知名度の高いワカサギの放流増殖等による集客拡大や増益をめざし、湖や渓流を訪れる遊漁者が水と魚に親しむことができるよう、憩いの場の提供を主体とした観光漁業の振興を図る。

【商工業】

商業は、商工会等の産業支援機関と連携を図りつつ、生活者を支える身近な商店・サービス業の維持を支援するとともに、地域の資源を活かした農商工連携による特産品開発や観光産業との連携により地域商業の活性化を推進する。

本地域への企業の立地や工業振興については、地域に密着した地元企業の振興とともに、計画的な土地利用などを含め、工場や情報通信関連企業等の立地に向けて引き続き推進する。

【観光・レクリエーション】

観光・レクリエーションについては、緑豊かな景観、歴史的遺産などの地域資産を生かし、森林浴、キャンプ、釣り、スキー等の四季を通じて楽しめる観光振興を目指す。これらの広範囲のスポットをレンタサイクル等、二次交通の整備により周遊性の向上を図る。また、行政と住民、民間企業や公共施設の指定管理者、各種活動団体との連携による体験観光メニューの充実など、協働でのニューツーリズム振興を図る。また、イベントについては、住民や活動団体の自主開催や自主企画による事業を積極的に支援し、市内外からの交流人口の増加を図り、市民交流につながる観光イベントを実施していく。

さらに、本地域の観光拠点及び他地域にまたがる広域観光拠点のルート化を図り、日帰り・立寄り型からリピーター型・滞在型へと滞在時間の増大を図り、年間を通じた着地・滞在型観光地への転換を図る。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	小規模土地改良事業	市	
		土地改良事業	県・市	
	(4)地場産業 の振興 加工施設	丹生地域加工施設整備事業	市・活動団体	
	流通販売施設	あぢかまの里 施設改修等事業	市	
	(9)観光又は レクリエーション	余呉湖・賤ヶ岳周辺整備事業	市	
		地域活性化施設等改修事業	市	
	(10)過疎地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 第 1 次 産 業	遊休農地解消対策事業	農業者等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		鳥獣被害対策事業	自治会等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		農業経営持続・効率化支援事業	農業者等	当該施策の効果が将来に及ぶ
	商工業・6次 産業化	企業立地等推進事業	企業	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域商社機能創出拡充支援事業	道の駅等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		木之本宿まちなか再生事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	観光	北部地域観光誘客事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		西浅井桜花見誘客事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		とらひめまつり誘客事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		木之本地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		余呉地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		西浅井地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		鶏足寺紅葉誘客事業	長浜観光協会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		伝統的建造物群選定推進事業(木之本宿)	市、活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		伝統的建造物群選定推進事業(菅並)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)産業振興促進事項

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
虎姫地域、木之本地域、 余呉地域、西浅井地域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、対策及び事業計画のとおり。

また、産業振興については、滋賀県や隣接県、周辺市町村、各種活動団体との連携に努め、施策を振興する。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)スポーツ・レクリエーション系施設

①レクリエーション・観光施設

- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。
- ・施設利用者の増加に努めつつ、より効率的、効果的な施設運営を図ります。

2)産業系施設

①産業系施設(その他産業系施設)

- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。
- ・利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化などに伴い、地域コミュニティ機能の低下、人材不足、高齢者のケアなどが課題となっている。しかし、従来どおりの行政運営では、これらの課題を解決し、地域社会の変化に対応する公共サービスを維持・提供していくことが難しくなっていることから、これまでの制度や仕組みをデジタル技術の活用によって変革(DX:デジタルトランスフォーメーション)することが求められている。

一方で、デジタル技術の急速な発展・普及によって、高齢者をはじめとするデジタルに不慣れな方が、デジタルの恩恵を享受できない、生活に必要な情報を得にくくなる、といったことが懸念される。

(2) その対策

情報通信機器等の整備や各種デジタル技術の活用を通じ、地域情報の発信の拡大、地域におけるコミュニケーションの活性化、各種行政サービスの利用の円滑化を図る。

また、あらゆる組織や人が連携・協働して創発するデジタル技術を取り入れた新しいサービスなどの展開を図り、防災・医療・教育等の各分野において、地域課題の解決に取り組む。

なお、これらの取組において、すべての住民が恩恵を享受できるよう、講習会の開催や持続可能なサポート体制の構築など、きめ細やかなデジタル活用支援を行う。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

【国・県道】

本地域の中央部を南北に北陸自動車道、国道8号が縦走し、これらと平行して国道365号が縦貫し、地域を東西に横断するように国道303号が通っている。これらの国道が地域の主要幹線であり、これまでも継続して改良事業が実施されてきたが、国道365号の余呉町中河内地先に一部未改良区間が残り、改良完成が待たれる状況となっている。また県道川合千田線及び中河内木之本線の改良も進められ、本地域内の道路網は着実に整備されてきた。今後は、災害や雪に強い道路のネットワークを構築し、地域の安全・安心な暮らしを確保するためにも、特に地域間の東西交通を補完する県道杉本余呉線、西浅井余呉線及び東野虎姫線の早期整備が必要である。地域外への連絡は、国道8号、303号、365号、及び県道敦賀柳ヶ瀬線であり、今後も周辺地域を結ぶ広域基幹道路と住民の生活道路の両機能があるために、隣接自治体と連携しながら、道路整備を進める必要がある。また、災害や大雨による幹線道路の通行不能や、冬期における凍結、雪崩、積雪による交通障害があり、これらへの対策も重要である。

【市道】

地域内の市道については、国・県道を補完する幹線道路としての1・2級市道が80kmあり、地域の生活道路として利用されている「その他」の路線が242kmある。これらの整備については、一部改修の必要な路線が残り、引き続き道路改良事業に取り組んでいく必要がある。市道の雪寒対策については、一部に散水消雪装置が整備されているものの、地域により整備率に差があり、計画的にかつ均衡が図れるように整備する必要がある。また、幹線道路を中心に機械除雪を行っているが、それ以外の集落内等の道路除雪は地域住民の主体的な作業に委ねられている。

【林道】

林業の振興のため、これまで計画的に林道整備を行ってきたが、材木搬出に係るコスト低減などのためには、老朽化した林道の改築や林道を補完する作業道についても、適切に整備を促進する必要がある。また、森林の多面的利用のニーズが高まりつつあり、地域振興のための林道の必要性も高まっている。

【鉄道】

鉄道は、JR北陸本線と湖西線が通過している。**運行ダイヤの充実**及び利便性の向上が実現されるよう、地元利用の啓発とともに、観光キャンペーンをはじめとする鉄道利用促進事業に取り組んでいる。

直流化開業と合わせて駅舎や駅前の整備事業を実施した駅もあるが、**駅利用者の安全を確保するため、バリアフリー化を推進する必要がある**、駅へのアクセス道路の改善や、駅前バスロータリー及び駐車場の散水消雪装置整備など、課題も多くある。

【路線バス】

(余呉地域)

市の補助を受けて余呉バスが柳ヶ瀬線、丹生線、片岡西線を運行している。これらは余呉地域と木之本地域を繋ぐ接続路線として重要な役割を担っている。総合病院、駅、商業施設から離れた地域に住む住民も、これらの路線バスを利用して鉄道利用、買い物、通院が可能である。

(西浅井地域)

市の補助を受けて湖国バスが深坂線を運行し、市が西浅井おでかけワゴンを運行している。深坂線は西浅井地域と木之本地域を繋ぐ接続路線として、西浅井おでかけワゴンは西浅井地域内を繋ぐ公共交通として重要な役割を担っている。

(木之本地域)

市の補助を受けて湖国バスが木之本田村線、金居原線、深坂線を運行している。また、市の補助を受けて**滋賀中央交通**が木之本デマンドタクシーを運行している。木之本田村線及び深坂線は**それぞれ**木之本地域と長浜市街地、木之本地域と西浅井地域とを繋ぐ接続路線として、金居原線及び木之本デマンドタクシーは木之本地域内を繋ぐ公共交通として重要な役割を担っている。

(虎姫地域)

市の補助を受けて湖国バスが、木之本田村線を運行している。また、市の補助を受けて近江タクシーが虎姫デマンドタクシーを運行している。木之本田村線は、虎姫地域と長浜市街地を繋ぐ接続路線として、虎姫デマンドタクシーは虎姫地域内を繋ぐ公共交通として重要な役割を担っている。

バス運行は、地域で暮らす住民にとっては通勤・通学をはじめ、医療機関への通院や日常生活用品の買い物など、生活していくうえで不可欠なものであるが、路線の維持確保に必要となる車両の更新や慢性的な営業欠損に対する行政支援は財政的にも大きな負担となっている。

(2)その対策

【国・県道】

道路整備は、過疎地に暮らす住民にとって最も重要な問題であり、国・県道の未改良部分の整備及び通学道路を中心とした歩道の設置について重点的に要望を行っていく。丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画により改良等がなされている県道中河内木之本線については、木之本方面から余呉町菅並までの整備が完了しているが、生活道路として非常に重要な路線であるため、今後も散水消雪装置の設置など、必要な整備が計画的に実施されるよう働きかける。また、東野虎姫線についても、通学・通勤の安全性向上と災害時における避難経路としての早期整備を働きかける。

【市道】

市道については、「長浜市道づくり計画(平成 25 年度)」を踏まえ、道路整備の優先性を定めた「長浜市道路整備アクションプログラム 2025(令和8年3月改定予定)」に基づき、これに地域や路線ごとの諸条件を考慮し整備を進める。また、インフラ長寿命化基本計画における点検結果に基づく計画的な修繕・更新を実施するほか、安全確保のための道路維持補修・改良を実施し、信頼性の高い道づくりを進める。

雪寒対策については、「長浜市道路雪寒対策基本計画(令和7年 12 月改定)」に基づき、散水消雪装置などの消雪設備の改修及び整備を行うとともに、大型機械の導入や除雪出動体制の強化によって、交通途絶を防止し、地域住民の移動を確保する。また、歩道や地域内生活道路の除雪については、市民協働によって除雪を進める必要があり、地域住民による除雪体制の構築や小型機械の整備促進を図る。

【林道】

林道については、木材生産や森林の保全活動、森林レクリエーションの振興等に必要ことから、自然環境の保全に十分に配慮して整備を進める。

【鉄道】

JR北陸本線の直流化によって鉄道の利便性は向上したが、駅利用者の安全を確保するため、バリアフリー化を推進する必要があり、運行ダイヤの充実と併せて滋賀県や他の自治体との連携のもとに、地域住民の鉄道利用促進対策事業を推進するとともに、鉄道事業者と協調しながら、鉄道を利用した観光誘客事業にも取り組む。

併せて、駅を核とした公共交通ネットワークを充実する。

【路線バス】

地域内での運行はもとより、地域外への路線も、通学や通院、買い物などの日常生活に欠かせないものとなっている。定住促進を図るためにも、住民ニーズに対応したバス路線等の維持確保に対する支援や取組を行う。また今後、高齢により運転ができなくなる住民が増加することから、交通弱者の移動手段確保の観点からも公共交通の利用を積極的に推奨していく。

(3)事業計画(令和8年度～令和 12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	木之本宿まちなみ再生事業	市	
		消雪施設整備改良事業	市	
		市道維持補修・改良事業	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	市	
	その他	雪寒基地整備事業	市	

	(3)林道	林道七々頭ヶ岳線舗装整備事業	市	
		林道横山岳線改良事業	市	
		林道維持補修事業	市	
	(5)鉄道施設等 鉄道施設	鉄道駅施設整備事業	市	
	(6)自動車等 自動車	除雪車両整備事業	市	
		路線バス車両整備補助事業	交通事業者・市	
	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	除雪対策車両等整備補助事業	自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		公共交通確保対策事業	交通事業者	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)行政系施設

①その他行政系施設

・消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫等については、適切な維持管理に努めます。

2)都市基盤施設

①駐車場・駐輪場

・施設の有料化に関し使用料収入と有料化に伴う経費の比較や、有料化に伴う駅利用者の影響等について総合的に検討し、有効な場合は施設の有料化を行います。

・駅関連施設の管理運営の方法と調整しつつ指定管理者制度を導入することで、より効率的・効果的な施設運営を行います。

・安全性の確保や施設機能の維持を図るため、計画的に駐車場区画線の補修などを行います。

②その他都市基盤施設（駅関連施設）

・管理運営のあり方について鉄道事業者と協議を行い、鉄道利用者の利便性の向上を図ります。

・安全性の確保や施設機能の維持回復、施設の運営コストの縮減等を図るため、計画的にLED化やトイレの洋式化などにより、施設の長寿命化を図ります。

3)インフラ資産

①道路

・落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼすおそれがあり、危険と判断された箇所については計画的な維持補修を実施するなど、災害の未然防止と道路の安全性確保に努めます。

・施設や材料の特性などに応じて最適な維持管理手法を選択するアセットマネジメントの手法を導入することにより、道路構造物の維持管理コストの縮減・平準化を図りながら、道路の安全性・信頼性の確保に努めます。

・今後整備が必要となる道路については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、整備の実現性を加味したランク分けを行ったうえで、財政状況・将来投資見込額との整合性を取りながら整備の優先順位を定めます。

②橋りょう

・各橋りょうの利用状況や劣化・損傷状況、緊急度等の評価結果に基づき作成した橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置及びインフラ資産の更新費用の縮減と平準化を進める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【水道施設】

水道施設については、長浜市地域水道ビジョンに基づき、平成 27 年度に上水道、及び平成 29 年度に簡易水道を長浜水道企業団へ移管し、広域化による効率的な維持管理に努めている。**今後は、老朽化が進行している施設の更新を行う必要がある。**

【下水処理施設】

公共下水道事業は、平成2年に虎姫処理区平成3年に木之本処理区の事業認可を受け、概ね下水道整備は完了しているが、今後はストックマネジメント計画に基づく施設の長寿命化対策が必要となる。また、農業集落排水事業は、昭和 59 年から整備に取り組み、全集落の施設整備は完了しているが、施設の老朽化及び維持管理コストへの対策を講じていく必要がある。

【廃棄物処理施設】

伊香クリーンプラザは、一時保管施設として稼働している。

余呉一般廃棄物最終処分場は、昭和 61 年から 35 年間の計画で、長浜市余呉町中河内地先に埋立処分場（一般廃棄物処理場）が建設された。現在は、湖北広域行政事務センターの伊香クリーンプラザに搬入された不燃ごみの残渣処分が行われている。

近年はごみの多様化により、処理も複雑化してきており、その処理に要する経費も増嵩してきている。

【消防施設】

本地域の防災は、常備消防の湖北地域消防本部と非常備消防である消防団、自主防災組織の連携によって支えられてきた。しかし、余呉地域と今回指定を受けた木之本地域、西浅井地域を管区とする**伊香消防署**は、昭和 47 年に建築され、老朽化が著しく耐震化も未実施のため、大規模災害時の持続的な消防機能の確保や消防拠点としての機能が果たせない可能性が高い。また、高齢化に伴って出動回数が増加するなど、抜本的な消防体制の充実強化が求められている。

消防水利は、河川水等からの自然水利に依存しており、水利に乏しい地域事情を改善していく必要がある。

【公営住宅等】

本市の公営住宅等については、半数以上が 1970 年代までに建設されたもので、老朽化が進み、耐用年数を経過した住宅が増加している。そのため、入居者の安全確保から募集を停止せざるを得ない状況で、効果的な長寿命化を図り、効率的にストックを確保することが必要である。

(2) その対策

【水道施設】

水道施設については、長浜水道企業団において、広域化による効率的な運用を図り、老朽施設の改修や管路更新等、合理的な維持管理と安全な水道水の安定供給に向けた施設強化を図る。

【下水処理施設】

老朽化が進む農業集落排水処理施設の改築更新には、多大な再投資が必要なことから、余呉地域の一部を公共下水道計画区域に編入し、流域下水道への接続整備を行う。また、西浅井地域の農業集落排水施設の統廃合整備を行い、維持管理の効率化と管理コスト削減に努める。

【廃棄物処理施設】

廃棄物対策については、湖北広域行政事務センターでの適正処理に努め、ごみの減量化、リサイクル運動、環境美化啓発等の推進を図る。一般廃棄物最終処分場については、適正に維持管理し、ごみの排出量と埋立容量の推移に応じて必要な整備を行う。

【消防施設】

過疎地域を主な管区とする**伊香消防署**の庁舎問題を早急に解決するため、**新たな庁舎を整備し**、将来を見据えた持続可能な消防体制を構築するため、**整備を進める。**

初期消火体制の充実を図るため、計画的に適正な箇所への耐震性貯水槽の設置に努める。また、消防ポンプ自

動車などの消防施設及び機械器具の更新・充実を図ることによって、消防団の消火能力の強化を図る。さらに、地域住民や消防団員による初期消火等の防災・減災活動が迅速に行われるよう、自主防災組織等の資機材の充実を図ると共に、消防団へ配備する消防ポンプ自動車や機械器具などの消防設備の更新・充実を図る。

【公営住宅等】

公営住宅の適切な維持管理と、入居者に対し快適な住まいの提供を図る。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	長浜水道企業団	
	簡易水道	水道施設整備事業	長浜水道企業団	
	(2)下水処理施設 公共下水道	流域下水道接続事業 ストックマネジメント事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水処理施設統廃合事業、 ストックマネジメント事業	市	
	その他	雨水幹線事業	市	
	(5)消防施設	伊香消防署庁舎整備事業	湖北地域消防組合	
		消防ポンプ自動車等整備事業	市	
		耐震性貯水槽整備事業	市	
		消防団拠点施設整備事業	市	
	(6)公営住宅	市営住宅維持改修事業	市	
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 環境	廃棄物処分場運営整備事業	湖北広域行政事務センター	当該施策の効果が将来に及ぶ
	防災・防犯	自主防災活動組織補助事業	自治会等	当該施策の効果が将来に及ぶ
	(8)その他	普通河川排水路改修	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)行政系施設

①その他行政系施設

・消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫等については、適切な維持管理に努めます。

2)公営住宅

②市営住宅(市営住宅等)

- ・長浜市公営住宅等長寿命化計画に基づき、旧伊香地域の老朽化した団地を宇根本団地へ集約するため、PFI等導入可能性調査を実施したうえで、建替を行います。
- ・耐用年数を迎えた空き住棟は、基本的に用途廃止を検討します。
- ・市営住宅は、現況入居者の権利保全と住宅セーフティネットの中核を担うことを念頭に、必要戸数を維持します。

- ・地域の困窮者数の予測をもとに、必要最小限の公営住宅ストックを確保します。
- ・特定公共賃貸住宅は、土地所有者の意向を尊重しながら、現住宅の対応を検討します。

3) インフラ資産

① 下水道施設

- ・農業集落排水施設は、事業集約による効率化と削減を図るため、公共下水道区域内は流域下水道への接続によるコスト削減を、公共下水道区域外は農業集落排水施設間の統廃合によるコスト削減を図ります。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、管路については状態監視保全による腐食の恐れが大きい幹線から点検・調査を行い、劣化状況の把握に努め更新計画の判断を図ります。マンホールポンプ施設は、時間計画保全による改築により長寿命化を図ります。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置及びインフラ資産の更新費用の縮減と平準化を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【子育て環境】

本市では、令和7年度から「**長浜市未来こども若者計画**」を策定し、就学前教育・保育と**放課後における児童の居場所**の充実、安心して子育てできる環境づくり、子どもの育ちを応援する地域づくりなど、各種の子育て支援施策を推進している。

本地域においては、育児力の低下とともに、過疎化、少子化の進行による近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人との交流の機会などの減少が懸念され、コミュニケーション不足から、子育てに不安を抱える親の増加が見られる。このため、妊娠期から出産、さらに子育てに至るまでの一貫した少子化対策・子育て支援を推進していく必要がある。また、女性の社会進出や核家族化の進行等を背景として、家庭で養育できない保護者は、身近な地域での教育・保育施設を利用したいという強いニーズがあり、継続した保育サービスの提供と子育て環境の充実が求められている。

【高齢者等福祉の環境】

本地域の高齢化率は、令和7年に虎姫地域で 35.3%、木之本地域で 40.3%、余呉地域で 46.0%、西浅井地域で 40.9%となっており、全国平均、滋賀県平均をとともに大きく上回っている状況にある。特に、ひとり暮らしや後期高齢者の割合が高いため、介護を必要とする高齢者の安心確保への対策が必要となっており、認知症グループホームをはじめ各種保健福祉サービスの整備を行ってきた。

現在、**公設デイサービスセンター**等を拠点とする介護保険サービス事業に加えて、高齢者等の健康増進や介護予防など様々な健康福祉対策の事業を行っているが、広範な地域に集落が点在し、健診などの会場や医療機関まで相当の距離があることから、サービス内容の充実や移動を含むきめ細やかな対応が要求されている。また、高齢者の生きがい対策として積極的な社会参加を促し、豊かな経験と知識が活かせる機会を提供していく必要がある。

(2) その対策

【子育て環境】

「**長浜市未来こども若者計画**」に基づき、次代を担う児童が、心身ともに健やかに育成されるよう、保育サービスや**放課後における児童の居場所**の充実等、安心して子どもを育てられる環境づくりを進め、家庭や地域、行政が一体となった地域活動を展開する。また、子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、家庭や地域、学校、子育て支援センター、認定こども園等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図る。並びに若い世代が結婚し、子どもを安心して産み育てる環境を整え、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う。

さらに、関係団体と連携しながら、子育てサークルの育成、住民協力による育児相談、児童虐待防止ネットワークの整備、認定こども園送迎バスの継続した運行による遠距離通園者への対応など、地域の子育て環境の整備を図る。

【高齢者等福祉の環境】

市の健康福祉関係諸計画に基づいて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、市民に身近な相談窓口として地域包括支援センターを充実するとともに利用者ニーズに対応した保健福祉施策や介護サービスの拡充を図る。

また、高齢者やしょうがい者（児）対策の一環として、必要に応じて入所施設やグループホーム等の福祉施設の整備を行うとともに、地域福祉を担う人材の確保に努め、定着・育成を図る。

本地域の既存のデイサービスセンターや、長浜市立湖北病院（以下「湖北病院」と表示）に併設される老人保健施設等の施設については、広域的な利用者ニーズを踏まえ、効果的な利活用が図れる施設づくりに努める。

本地域では元気な高齢者も多く、特に第一次産業においては中心的な役割を担っているが、こうした人々が地域の担い手でもあることから、今までの経験と技術が活かされるよう、シルバー人材センターへの登録や、地域づくり

への参画を促すなど、地域の特性を生かした生きがいの場の確保に努め、豊かな生活環境づくりを推進する。一方で、一人暮らしの高齢者も多いことから、地域で展開されるサロン活動など通いの場を充実させることで、地域における居場所の確保や生活支援を進める。

とりわけ、高齢化が著しく進んでいる小規模集落や豪雪地帯といった地理的条件不利が顕著な集落においては、安心安全な生活を維持するために必要となる買い物支援事業や地域除雪事業などの取組については重点的な支援を図る。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園通園バス整備事業	市	
		認定こども園施設改修事業	市	
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	やまなみプラザ改修事業	市	
		西浅井福祉ステーション改修事業	市	
		木之本福祉ステーション改修事業	市	
		虎姫デイサービスセンター改修事業	市	
	(4)介護老人保健施設	老人保健施設設備整備事業	市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		未就園児広場実施事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	しょうがい者福祉相談支援センター運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域包括支援センター運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		日常生活支援事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		訪問等介護サービス確保対策事業	訪問サービス等事業者	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)福祉系施設

①子育て支援施設(幼稚園・保育所・認定こども園)

- ・施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図るため、令和3年1月に策定した「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき、施設の改修、維持管理等に努めます。
- ・外部有識者を含む「長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会」を開催し、中長期的な視野で幅広い助言・意見聴取を行うとともに、保護者や地域等の意見を伺いながら、本市の今後の学校園のあり方について検討を進めます。
- ・令和8年度から令和17年度までの10年間を期間とした「長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定に取り組み、基本方針に沿った適正配置計画により、統合・集約・廃止を進め、本類型における総延床面積の13%削減を目指します。また、譲渡・解体だけでなく、貸付等の手法も検討します。

②保健・福祉施設(高齢者福祉施設)

- ・デイサービスセンターについては、要介護認定者数の増加に伴い、デイサービス利用も伸びることが予測されますが、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、日常生活圏域ごとに設置の必要性を継続的に検討します。
- ・高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、教養の向上及びレクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進します。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

北部地域で唯一の病院として、木之本地域に長浜市立湖北病院がある。湖北病院は、県のへき地医療拠点病院の指定を受け、無医地区等への巡回診療の実施や、へき地診療所への代診医の派遣、医療従事者の研修などを実施している。

巡回診療は、余呉地域で中河内及び菅並、木之本地域では金居原及び杉野で行っている。また、湖北病院は同一建物に介護老人保健施設を有し、更には、地域包括支援センターを設置して高齢者に対する保健、医療、福祉、介護が一体となった地域包括ケアの取組を行っている。

へき地診療所は、余呉地域では中之郷診療所、今市出張診療所、上丹生出張診療所があり、湖北病院に運営を委託している。また、西浅井地域では、にしあざい診療所と塩津出張診療所、菅浦出張診療所があり、いずれも地域医療振興協会が指定管理者として運営を行っている。

歯科診療所は、余呉地域で国民健康保険直営診療所として中之郷歯科診療所がある。

湖北病院では医師の確保が厳しい状況が続いており、へき地診療所への巡回診療や代診医の派遣が困難な状況にある。また、へき地においては、救急医療体制の確保が重要であり、湖北病院が対応しているが、地域の医師会や市立長浜病院、長浜赤十字病院と更なる連携が求められている。これに加えて地域内の開業医の高齢化が進んでおり、これらは過疎山間地域の医療確保にとって切実な問題となっている。

また、湖北病院は、本館が築後 43 年を経過し、施設面や機器類においても老朽化が進んでいる。

各診療所や出張診療所においても順次施設改修や機器類の更新を行っているが、高齢化の進展が顕著な地域であることから、利用者にやさしい施設としていくことが求められている。

健康づくりにおいては、地区の保健活動などにより住民の自主健康管理の意識を高めている。

(2) その対策

湖北病院は、地域の住民が安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護サービスを総合的に提供する、地域包括ケアシステムの拠点として、その機能と役割を引き続き果たしていけるよう長浜市病院事業として市立長浜病院との連携を深めるとともに、へき地診療所や地域の医師会、長浜赤十字病院との連携を図る。

また、医師確保対策など必要な取組を病院事業や県、関係機関とともに行い、北部地域の医療提供体制の確保を図る。

病院施設については、医療と介護の連携などへき地医療拠点病院としての役割を果たせるよう、経営強化プラン(中期経営計画 2022-2027)等に基づいて、施設や機器類の計画的な整備・更新を図る。

また、国民健康保険直営診療所においても、持続可能な診療体制の確保に向け、必要な施設整備及び機器類の更新を行う。加えて医師確保につながる整備や施設のバリアフリー化を行う。

併せて、ICT 技術の活用を進めるとともに、地域づくり協議会などで地域住民に対し、日常生活を通じた健康づくり活動を推進していく。

(3) 事業計画(令和8年度～令和 12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設整備事業	市	
		病院医療機器等整備事業	市	
		へき地出張診療所巡回診療車整備事業	市	
	診療所	診療所医療機器等整備事業	市	
		診療所施設整備事業	市	
		病院地域医療確保対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 自治体病院	医師確保対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		遠隔医療事業（オンライン診療、遠隔健康相談等の環境整備）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)企業会計施設

①病院施設等

- ・地域医療構想に基づく病院再編により、湖北地域の病院が一体となり各病院が連携してそれぞれの役割を担う医療提供体制を構築します。
- ・医師の働き方改革等を進めるため、各病院の機能に合わせ診療科を集約します。
- ・引き続き長浜市病院事業中期経営計画に基づき、医療の質と患者サービスの向上を図るとともに、経営の効率化を進め、良質な医療の提供や持続可能な体制の整備に取り組みます。
- ・老人保健施設については、長浜市立湖北病院との一体経営により、効率的な運営を図ります。

2)福祉系施設

①医療施設(診療所)

- ・医師確保の状況を見極めつつ、施設の利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺施設の状況、地域の実情等を考慮した管理運営体制としていきます。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【学校教育施設】

本地域には小学校5校、中学校2校、義務教育学校2校が存在する。現在ここに **1,073 人** の子どもが通っているが、5年前(**令和2年**)と比べ **119 人** 減っており、今後もこの減少傾向は続く見込みである。

このような状況において、本市では学校適正配置方針に基づき、平成 30 年4月に余呉地域において小中学校の統合により滋賀県内初の施設一体型義務教育学校を開校、令和2年4月に木之本地域で杉野小中学校を木之本小・中学校に統合、**虎姫地域で本市において2校目となる施設一体型義務教育学校を開校、令和8年4月に西浅井地域で塩津小学校と永原小学校を統合、木之本地域で伊香具小学校を木之本小学校に統合したところである。**

また、閉校となった学校教育施設については、「長浜市学校跡地等利活用方針」に基づき、地域の活性化など地域住民の意向を尊重することを原則に有効活用を図ることとしている。

こうした取組を進めながらも、数多くの教育施設の老朽化が進んでおり、子どもたちに質の高い学習環境を提供していくためには、指定区域において学校の適正配置と計画的・効率的な施設整備の両面から、引き続き人口減少・過疎時代への対策を講じていかなければならない。

さらに、木之本・余呉・西浅井地域においては、かねてから通学範囲が広いため遠距離通学の児童生徒に対してスクールバスや通学交通費の助成を行っているが、適正配置が進めば必然的に通学距離も伸びるため、継続的な支援は今後必要となる。

【体育施設】

体育施設については、**湖北 THG ツインアリーナ**をはじめとした**3つ**の体育館、3つの運動場、雨天時・降雪時にも利用可能な余呉屋内グラウンド、西浅井いきいきホールが日常生活に密着したスポーツ活動に利用されている。また、本地域におけるスポーツイベントとして、奥びわ湖健康マラソンが開催されており、市内はもとより県外からも多くの参加がある。

【集会施設】

まちづくりセンター等の集会施設については、各地域に設置し、住民の学習機会の確保と地域づくりの拠点施設としての機能を担っている。しかし、一部施設の老朽化や住民の利便性を考慮し、住民の学習機会の確保と地域づくりの拠点施設としての機能を充実していく必要がある。

また、木之本、余呉及び西浅井まちづくりセンターのように、生涯学習関連施設が代用して、図書館機能を担っているところもある。

(2) その対策

【学校教育施設】

子どものための教育の質的充実、教育の機会均等及び水準確保における学校間格差の是正に向けて、地域の学校のあり方について協議する組織とともに、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、学校の統合や小中一貫教育校の検証結果を踏まえた教育の充実・発展に向けた取組を推進する。

教育施設の老朽化に対しては、引き続き適切な維持管理や改修に努めつつ、令和3年1月に策定した学校施設等長寿命化計画を**学校適正配置方針に基づき見直し**、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りながら、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組む。

閉校となった学校教育施設については、「長浜市学校跡地等利活用方針」に基づき、有効活用を図っていく。

遠距離通学の児童生徒に対する安全確保や支援策として、引き続きスクールバスの運行や通学扶助費の支給など、必要な通学対策を継続して実施する。

【体育施設】

体育施設は、現在設置されている施設の集約を図りながら長寿命化を進め、地域住民のスポーツ振興・健康増進への利用を促進する。また、これまで地域の実行委員会が主体となって実施されてきたマラソン事業等のスポーツイベントに対しては、積極的に協力・支援していくことで、地域の主体的な取組を促していく。

【集会施設】

生涯学習関連施設については、既存施設の整備改修等を計画的に実施し、地域の生涯学習・コミュニティ拠点の確保を図り、各施設の効果的な利活用を促進する。

未利用となっている公共施設については、解体及び利活用について検討する。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	義務教育施設改修事業	市	
	屋内運動場	義務教育施設改修事業	市	
	屋外運動場	義務教育施設改修事業	市	
	水泳プール	義務教育施設改修事業	市	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備・運行事業	市	
	(3)集会施設・体育施設等 集会施設	まちづくりセンター等改修事業	市	
		地域コミュニティセンター整備事業	市	
	体育施設	スポーツ施設改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	高校生長浜留学応援事業	市・県	当該施策の効果が将来に及ぶ
	生涯学習・スポーツ	文化ホール運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		書の魅力を活かした地域振興事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)学校教育系施設

①小中学校

- ・施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図るため、令和3年1月に策定した「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき、施設の改修、維持管理等に努めます。
- ・外部有識者を含む「長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会」を開催し、中長期的な視野で幅広い助言・意見聴取を行うとともに、保護者や地域等の意見を伺いながら、本市の今後の学校園のあり方について検討を進めます。
- ・令和8年度から令和17年度までの10年間を期間とした「長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定に取り組み、基本方針に沿った適正配置計画により、統合・集約・廃止を進め、本類型における総延床面積の13%削減を目指します。また、譲渡・解体だけでなく、貸付等の手法も検討します。
- ・地域に開かれた学校づくりを進めるため、体育館などの学校施設の地域開放を進めます。

2)生涯学習系施設

①市民文化系施設

ア)まちづくり施設

- ・各施設の現状や利用実績等を踏まえて、周辺施設との機能集約や大規模改修など、今後の施設のあり方を検討します。
- ・特にまちづくりセンターは地域づくり協議会の活動拠点として、地域住民と協働・連携をしながら、より効率的・効果的な管理運営方法を検討します。

イ)文化ホール

- ・人口同規模団体と同程度の施設水準となるよう、統合や用途変更を進めます。
- ・文化ホールの管理運営については、指定管理者制度の導入や民間委託の拡大を進めます。

3)スポーツ・レクリエーション系施設

①スポーツ施設

- ・長浜市スポーツ施設整備基本計画に基づき、適正な維持管理に努めます。
- ・選択と集中
 - ・選択と集中により施設維持管理の効率化を図ります。
- ・適正配置の推進
 - ・エリアバランスに配慮した施設の適正配置を図ります。
- ・学校体育施設の有効利用
 - ・地域スポーツの活動の場として、学校体育施設の積極的な利用を図ります。
- ・施設の利用促進
 - ・予約システムの導入による利用の効率化を図り、ユニバーサルデザインの状況も含んだ情報発信や、大会・合宿誘致を行うなど、交流人口の拡大とともに施設の利用を促進します。

4)保健・福祉施設

①地域総合センター

- ・施設の利用実態等を踏まえながら、施設の設置目的や管理運営方法等について検討を行います。
- 本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

一部集落においては、集落外への転居や高齢化等による労力不足や経済力不足などから、里道水路などの法定外公共物や自治会館（集会所）、草の根広場などの集落施設の適正な維持管理が行えないなど集落機能の維持が困難になりつつある。そのため、一定区域内で連たんする集落間の連携や、地域づくり協議会との連携により一部機能を補完・代替するなど地域の実情に合わせて集落機能の維持を図る必要がある。また一方で、集落の維持、活性化を図るためには、地域住民の自主的・主体的な活動を積極的に支援する仕組みづくりや、外部からの人材確保・派遣、集落支援員の配置又は移住交流による地域活性化施策の推進も必要である。

(2) その対策

道路網などの生活環境の整備によって各地域ごとの条件不利の解消に努めるとともに、自治会館などの集落施設や法定外公共物の維持管理などの支援策の充実や、地域の若者の定住対策、U・I・Jターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進する。

また、地域づくり協議会を中心として、地域住民、自治会、各種活動団体が協力して地域課題の解決にあたる取組を支援するとともに、集落間連携の促進や、地域おこし協力隊や集落支援員などの人的支援のための制度の積極的な活用により、持続可能な地域コミュニティの確立を促す。

さらに、地域住民や地域組織の活動の場、地域間交流や地域外との交流の場を創出するとともに、先進的な取組事例の情報を収集・提供し、各地域の特性に応じた地域づくりの取組を促進する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	集落支援員事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域づくり協議会支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		小さな拠点づくり推進事業	市・活動 団体	
		発生土受入地利活用推進事業	市・活動 団体	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市域には琵琶湖や山村地域の豊かな自然と、長い歴史の中で培われてきた有形無形の文化財が数多く存在する。こうした自然と地域文化は住民の生活の中で保存・継承されてきたが、高齢化や過疎化によりその維持が年を追うごとに難しくなっているのが現状である。

高齢化と後継者不足により、市域に点在する文化財の保全も困難になってきており、特に地域で行われてきた祭をはじめとする伝統的な行事が簡素化されることや、途絶えてしまうことが懸念される。また、同様に文化的景観として保全されるべき豊かな自然や町並みが失われ、史跡や名勝といった記念物も減失する恐れがある。

(2) その対策

地域文化の保存、継承のためには地域で文化財を守る体制を確立することが大切であり、保存団体の自立が必要となる。そのためには、高齢者や後継者である子どもたちの積極的な社会参加を促すことが必要である。また、地域の持つ文化的価値を住民を含め、広く周知することで地域住民の意識を高めていくことが重要になる。

そのためには地域の祭りの開催支援を行うことで、伝統文化の振興や継続の機運を高めていくこと、また、地域の拠点となる文化施設を適切に維持管理することや、今まで調査がされていなかった文化財について調査や整備を行い、保存活用計画を作成することで、歴史文化や文化財を核としたまちづくりにつなげていく体制をつくる。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化振興	拠点施設維持管理事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		観音文化振興事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		菅浦湖岸集落と水辺空間保存整備	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		文化財総合調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		茶わん祭開催支援事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

技術革新・導入促進制度などによって普及が進みつつあり、地域での新たな産業や雇用機会の創出、地域活性化などの効果も考え合わせ、木質バイオマスや小水力発電、太陽光などを活用した環境負荷軽減に資する資源提供地域として、関連施設や企業の優先的立地も視野に入れる必要がある。

(2) その対策

森林資源をはじめとする地域特有の資源を有効活用するため、森林バイオマスの利活用の推進、蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入等を推進する。

事業活動や日常生活において設備機器などのさらなるエネルギー効率向上を図るとともに、できるだけ二酸化炭素を出さない移動手段の活用や資源の有効利用を通じて、より温室効果ガスの排出削減を図り、低炭素で快適なまちの構築に向けて市民・事業者・市が協働で取組を行う。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

資料

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	UIJ ターン移住定住支援事業	市	移住者を増やし、その定着化を図ることは、過疎地域の持続的発展につながる
	地域間交流	北部地域の魅力発信事業	市	地域住民が主体となり、魅力の創出と情報を発信することは、将来的な地域のファンやリピーター等、交流人口や関係人口の増加につながる。
		森林マッチングセンター事業	市	林業をはじめとした農水産業の人材育成及び地域間の交流は、将来的な担い手の確保や移住・定住の促進につながる
	人材育成	高校連携事業	市	地域の良さを知り、地域に貢献できる学生を育成することは、地域活性化につながる
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	遊休農地解消対策事業	農業者等	遊休農地の解消を図ることは、限られた資源である農地の活用につながる
		鳥獣被害対策事業	自治会等	鳥獣害対策を実施し農水産業等に係る被害の防止を図ることは、農水産業の持続的な発展につながる
		農業経営持続・効率化支援事業	農業者等	農作業の省力化等を図ることのできるスマート農業機械の実装や環境負荷を低減する取組

				は、農業の持続的な発展につながる
	商工業・6次産業化	企業立地等推進事業	企業	企業立地の推進は、将来にわたって雇用の創出や税収増加等につながる
		地域商社機能創出拡充事業	道の駅等	地域内の農林水産資源の活用を支援することは、農林水産業並びに地域経済の持続的な発展につながる
		木之本宿まちなか再生事業	市	北国街道木之本宿において、地域の魅力を活かした交流事業の実施や空き家・空き店舗等利活用の促進は、持続的な住民の定住及び移住につながる
	観光	北部地域観光誘客事業	市	北部地域での観光誘客事業は、地域振興に資することから、地域経済の持続的な発展につながる
		西浅井桜花見誘客事業	市	花見客の誘客や円滑な誘導を行うことで、地域振興及び来訪者の満足度向上につながる
		とらひめまつり誘客事業	活動団体	虎姫地域でイベントを開催することは、地域振興に資することから、地域経済の持続的な発展につながる
		木之本地域振興イベント事業	実行委員会	木之本地蔵大縁日等、市外からの観光客獲得は、商工観光振興、地域の活性化、地域経済の持続的な発展につながる
		西浅井地域振興イベント事業	実行委員会	イベント開催により地域の特産品販

				売や観光情報の発信をすることは、地域の活性化と産業の持続的な発展につながる
		鶏足寺紅葉誘客事業	長浜観光協会	鶏足寺紅葉への誘客と円滑な受け入れ態勢の構築をすることで、地域振興及び来訪者の満足度向上につながる
		伝統的建造物群選定推進事業（木之本宿）	市	木之本宿が伝統的建造物群に選定されることは、町なみの活用と持続的な地域の活性化につながる
		伝統的建造物群選定推進事業（菅並）	市	菅並の余呉型民家群が伝統的建造物群に選定されることは、交流人口の増加と将来的に移住者の増加につながる
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業	市・活動団体	地域におけるデジタル化対策は、将来的な市民生活の利便性向上につながる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	除雪対策車両等整備補助事業	自治会	集落組織の除雪手段の確保を図り、地域交通の利便性を向上させることは、将来的な住民の定住及び移住につながる
		公共交通確保対策事業	交通事業者	地域公共交通を確保し利便性を向上させることは、将来的な住民の定住や移住につながる
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	廃棄物処分場運営整備事業	湖北広域行政事務センター	地域の環境保全等は、将来的な地域での快適な暮らしの確保につながる
	防災・防犯	自主防災活動組織補助事業	自治会等	自主防災組織に対

				し活動物資の整備補助を行うことは、持続可能な自主防災組織活動につながる
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ運営事業	市	継続的な保護者の就労支援は将来的な住民の定住及び移住につながる
		未就園児広場実施事業	市	在宅育児世帯への支援による子育て環境の充実は将来的な住民の定住及び移住につながる
	高齢者・障害者福祉	しょうがい者福祉相談支援センター運営事業	市	しょうがい者相談支援体制の整備は、住み慣れた地域におけるしょうがい当事者の持続的な自立した生活の実現につながる
		地域包括支援センター運営事業	市	高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの充実を図ることは、住民の安心につながる
		日常生活支援事業	市・活動団体	高齢者の日常生活を支援することは、持続的な住民の定住につながる
		訪問等介護サービス確保対策事業	訪問サービス等事業者	介護サービスの提供を推進することは、持続的な住民の定住につながる
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	病院地域医療確保対策事業	市	地域の自治体病院の安定運営は、将来的な住民の定住につながる
		医師確保対策事業	市	へき地診療所への医師確保対策は、将来的な住民の定住につながる
		遠隔医療事業（オンライン診療、遠隔健康相談等の環境整備）	市	遠隔での診察や健康相談の環境整備は、将来的な住民の定住につながる

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	高校生長浜留学応援事業	市・県	地域みらい留学参 画等への支援は地 域活性化や地方創 生につながる
	生涯学習・スポーツ	文化ホール運営事業	市	各文化ホールの状 況や地域性に応じ た施設運用を進め ることは、市民の文 化芸術活動の振興 につながる
		総合型地域スポーツクラブ支 援事業	市	各総合型地域スポ ーツクラブへの支 援をすることは、持 続的な生涯スポー ツの振興につな がる
		書の魅力を活かした地域振興 事業	実行委員 会	地域内外の書道愛 好家の交流を促進 することにより、書 を活かした地域振 興につながる
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	集落支援員事業	市	集落への人的支援 を行うことにより 地域における課題 発見と問題解決能 力を高めることは、 集落の持続的な発 展の支援につな がる
		地域づくり協議会支援事業	市	地域の課題解決、地 域の特性をいかし たまちづくり活動 等を支援すること は、集落の持続的な 発展の支援につな がる
		小さな拠点づくり推進事業	市・活動 団体	地元の拠点を整備 することは、地域コ ミュニティの維持 につながる
		発生土受入地利活用推進事業	市・活動 団体	地域振興につな がる発生土受入地の 利活用策を検討し、 利活用に向けた取 組みの支援につな がる

10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	拠点施設維持管理事業	市	地域資料館の地元運営を支援することは、地域の歴史文化への継続的な理解と愛着、定住意識につながる
		観音文化振興事業	活動団体	地域住民が観音像を守り伝えることを支援することは、地域コミュニティの維持につながる
		菅浦湖岸集落と水辺空間保存整備	市	菅浦の景観を維持・修復することは、景観の活用と、持続的な集落の活性化につながる
		文化財総合調査事業	市	地域の祭礼や未知の建造物、美術工芸品などの調査を進めることは、文化財の保存・活用による地域活性化につながる
		茶わん祭開催支援事業	活動団体	茶わん祭を開催することは、地域の活性化とともに持続的な地域づくりにつながる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	市	太陽光発電、蓄電池等の再生可能エネルギー利用の推進は、将来的な温室効果ガス排出削減につながる